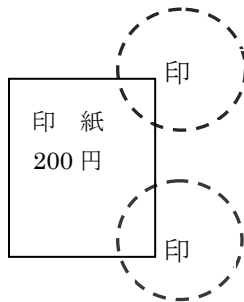


製造委託契約書



- ・ _____ (以下「甲」という) と株式会社東商 (以下「乙」という) は、
甲の製造する製品等 (以下「製品」という) の製造委託等に関し、次のとおり契約する。

第1条 (目的)

甲は乙に対し、製品の製造並びにそれに伴う加工、荷造、業務を委託し、乙はこれを引き受けることを約した。

第2条 (発注・受注)

甲は乙に対し製造委託する際、第14条に記載の E-mail にて乙に発注するものとし、乙はその内容を確認の上、生産現場の受注稼働状況を確認の上 E-mail 受信の7日営業日以内に甲に受託または、非受託を同じく E-mail にて返信するものとする

第3条 (原材料の支給)

- 1 甲乙は、第1条の委託業務に必要な原材料、荷造材料を発注書に基づきに都度、双方で役割を決めて準備するものとする。
- 2 甲乙は、甲の作成した発注書が発行されたら、第2条1項に基づき、委託業務に必要な一切の原材料、荷造材料を双方の役割に応じて速やかに準備するとともに、甲の指定する納期に対して準備が困難な原材料、荷造材料があった場合には速やかに双方共に報告するものとする。
また、生産スケジュールに対して資材の準備が難しい場合には、代案素材・資材の提案または、甲の指示した納期を双方で相談し調整するなどして対応するものとする。
代替え素材の使用にあっては、乙は速やかに見積書を甲に提出するものとする。
- 3 乙は、甲の作成発行した発注書を基に、記載されている原材料、荷造材料のみをもって、当該委託業務を遂行する。

第4条 (業務指示)

- 1 甲は乙に対し、発注書と製造の製品仕様、製品の荷造量、単価、納品先、荷姿を指示する書類を発行するものとし、指示方法は、E-mail でも可とする。
上記書類に関しては、乙が発行し、甲に確認の E-mail をすることでも成立するものとする。
- 2 製品の出荷、輸送方法、輸送先については、乙は、見積書記載通りの方法をもって、出荷するものとし、万が一見積書通りの方法で出荷できない場合には、納期に間に合う方法で乙が選択し別の運送方法で発送できるものとする。

第5条 乙は甲に対して1点サンプルを作成し、そのサンプルに基づいた内容にて量産製造を行うものとし、甲は乙に対して、その1点サンプルを確認したうえで、修正コメントなどを踏まえたうえで、量産製造指示を乙に出すものとする。
その際、甲は乙の指定 E-mail アドレスにその旨の内容をメールにて指示することとし、先上げサンプル1点を生産期間中、乙に無償で貸し出すものとする。
乙は、生産期間が終了した後、納前検品と一緒に、甲に貸し出し先上げサンプルを返却するものとする。

第6条 (委託料)

委託料は、品番ごとに、乙が作成した見積書（別紙）にて取り決めるものとし、製造委託料は、見積書を基づき乙が甲に月末に発行する納品書、請求書に従い納品の翌月末まで乙指定の銀行口座に現金振り込みをもって支払うものとする。

(いずれの支払いに関して振り込み手数料は、甲が負担するものとする。)

※個人取引の方はこちらが変更となります。

第7条 (費用の負担)

- 1 乙は、乙の原料倉庫にて甲の支給原材料、荷造材料を受領した後、製品を出荷するまでの費用を見積書に基づき負担する。
- 2 前項以外の費用は、甲の負担とする。
(例：甲の準備した資材による瑕疵により発生した運賃・手間賃など)

第8条 (輸送方法)

乙が、製品の運送業務を履行するにあたり、第三者と輸送会社を使用するものとし、甲はそれを承諾するものとする。
また、乙は甲に対して、製品出荷明細並びに、輸送中の荷物追跡番号を E-mail にて報告するものとし、荷物の追跡等は、甲が行うものとする。

第9条 (担保責任)

- 1 乙が製品の品質、規格、量目、荷姿の瑕疵により、返品、直しがあった場合には、修理代金は乙の負担とし、速やかに修理し、甲に再納品するものとする。
- 2 ただし、前項の瑕疵が次の各号の一つによって生じたものであるときは、乙は、その責を負わない。
 - ① 甲の指示によるとき。
 - ② 支給材料、貸与品、指定された工事材料・建築設備の機器の性質、又は指定された施工方法によるとき。
 - ③ その他施工について甲の責に帰すべき理由によるとき。
- 3 本条第2項のときであっても、施工について乙の故意又は重大な過失によるとき、又は乙がその適当でないことを知りながら、予め甲に通知しなかったときは、乙はその責を免れない。ただし、乙がその適当でないことを通知したにもかかわらず、甲が適切な指示をしなかったときはこの限りでない。

第10条 (解除)

当事者の一方に、本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った通知催告後もその行為が是正されない場合、他方当事者は、本契約を解除することができるものとする。

- 2 当事者の一方に、次の各号に定める事由の一つが生じたときは、他方当事者は、催告なしに、直ちに本契約を解除することができるものとする。
 - ① 重大な過失又は背信行為があったとき
 - ② 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の手続の申立又は公売処分を受けたとき
 - ③ 手形又は小切手の不渡をなし、銀行若しくは手形交換所の取引停止を受けたとき
 - ④ 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - ⑤ 営業停止、営業免許、営業登録の取消等の行政上の処分を受けたとき
 - ⑥ 資本減少、営業の廃止、解散等の重大な変更の決議をしたとき
 - ⑦ 財務状態の悪化、又はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき

第11条（支給材料の滅失・毀損）

事由のなんたるを問わず、甲の支給材料が滅失又は毀損したときは、乙は直ちに甲に対し、その状況を通知し、生産工場にて加入している保険枠内にて乙が対応するものとし、事故の内容、処理方法に関しては、乙の加入する保険会社の指示に従うものとする。また、発注前（発注予定）の資材預かり分と、生産が終了し、乙の好意により保管料無償にて預かっている資材（素材、付属など）はその限りではなく保証対象外とする。

第12条（契約解除）

甲の発注した商品（発注書発行済且つ、乙が受諾したもの）を甲又は、乙の都合により契約解除する場合には、契約解除に伴う双方の損害を解除した側が支払うものとし、その金額は、加工賃の2/3を上限とするものとする。

但し、資材の入荷遅れ、運送時の事故、天災、はその定めとはしない。

第13条（規定外条項）

この契約に定めのない事項又は、この契約条項の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

第14条（秘密保持）

1. 乙は、甲で企画した企画書、仕様、規格寸法を甲の商品を製造する以外の用途では使用しないものとする。
2. 乙で制作したパターン（電子データ）を甲乙以外で使用する際は、甲は乙に使用承諾を得るものとする。

第15条（連絡先）

甲乙は、お互いに決められた E-mail アドレスにメールを送信することにより双方の作業を効率化するものとし、発注枚数の決定、仕様変更、新型の生産等も同じくメールにて行うものとする。
また、甲乙 E-mail アドレス、連絡先、住所等が変更になった場合には、変更前に事前に双方報告することとする。

現時点の連絡先

甲：_____

電 話：

E-mail：

乙：株式会社東商 小林秀充

T E L ：03-6659-4357

携 帯：090-3342-0135

E-mail：h_kobayashi@jnsgroup.tokyo

第16条（発注枚数・加工賃）

1. 甲が乙に発注する際は、E-mail にて発注書又は、生産計画書を発行するものとし、その内容に誤り、受注不可能な場合（納期等）が生じる場合には、E-mail 受信後、7 営業日以内にその旨双方連絡ををするものとする。
また、発注書・生産計画書は本契約書を交わす前のものも有効とし、その書類の発行は、乙が甲に E-mail にて代理発行した物も有効とする。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 甲乙双方は、次の各号に該当する事実の存在しないことを表明し、甲乙双方は次の各号のいずれかに該当する場合、何等の催告を要せずに、本契約及び個々の取引契約を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められること。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められること。
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められること。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (6) 自らまたは第三者を利用して、甲乙又は甲乙の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと。

2. 甲乙双方は、前項の規定により、本契約及び個々の取引契約を解除した場合には、双方の規定違反した方が相手方に生じた損害を補償するものとし、その損害額については、損害を申し立てた方が損害理由、損害額を明確に書類にまとめ相手方に提出ならびに説明するものとする。
また、申し立てられた方は道理上その書類で問題ないと判断された場合その損害を賠償するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名捺印の上各自1通を保有する。

年 月 日

(甲)住所：_____

社名：_____

代表者名：_____ 印

(乙)住所：東京都大田区東矢口 2-12-7 _____

社名：株式会社東商 _____

代表者名：_____ 印